

第160回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区京橋二丁目1番3号
京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋
※会場が前回と異なりますので、
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会終了後、同会場において経営報告会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

- 議 案**
- 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

ごあいさつ



代表取締役社長
井上 善雄

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第160回定時株主総会を6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び第160期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年6月

創業精神

誠実

社会貢献

開拓者精神

私たちは、社会的に存在価値のある企業として未来永劫存続し、成長し、発展することを基軸として、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を至上の行動原理とすることを創業精神に定めております。

目次

ごあいさつ	1	提供書面	
第160回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	14
議決権行使等についてのご案内	3	連結計算書類	36
株主総会参考書類		計算書類	38
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件	4	監査報告	40
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	5	定時株主総会会場ご案内図	
第3号議案 会計監査人選任の件	12		
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	13		

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時20分までに、3頁のご案内にしたがって郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月26日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F トラストシティ カンファレンス・京橋 (会場が前回と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第160期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>2. 第160期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件</p>
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、②連結計算書類の連結注記表、③計算書類の株主資本等変動計算書及び④計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.tomoegawa.co.jp) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) に掲載させていただきます。
- 創業105周年記念株主優待は本株主総会決議ご通知と同封し6月26日に郵送にて発送いたします。
- 本年より、株主総会へご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

期 限

2019年6月25日（火曜日）午後5時20分まで※

※上記の行使期限は郵送で議決権を行使される場合の期限となります。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください）



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
株式会社巴川製紙所 御中

株主総会日 2019年6月26日
議決権の数 _____ 股

私は上記開催の定例株主総会（継続会または臨時会を含む）の議案に
つき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
2019年6月 日

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否

株主番号 _____

株式会社巴川製紙所

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否

第2号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

今後の分配可能額の充実により長期的な安定配当の継続を実施するとともに、資本政策の柔軟性の確保を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少するものであります。減少する資本準備金の額はその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額は繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する準備金の額及び準備金の額の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する準備金の額

資本準備金	3,569,392,759円のうち1,400,000,000円
利益準備金	497,679,137円の全額

(2) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年6月27日

(ご参考)

当社は、本議案が本総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件として、2019年6月27日をもって、本議案による増加後のその他資本剰余金の一部（838,732,179円）を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を補填することにしております。なお、本議案を含む欠損の補填に関する施策は、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産の額に変動はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、同じく本議案が本総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件として、増加後のその他資本剰余金を原資として、1株あたり25円の期末配当を実施させていただきます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	属性
1	井上 善雄	代表取締役社長CEO	再任
2	三井 清治	取締役専務執行役員社長補佐	再任
3	畑澤 敏之	取締役専務執行役員CMO営業本部長 兼電子材料事業部管掌兼機能紙事業部管掌	再任
4	井上 雄介	取締役常務執行役員CTO事業開発本部長	再任
5	山口 正明	取締役	再任
6	林 隆一	社外取締役	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

いのうえ よしお
井上 善雄

再任

生年月日

1964年11月8日生

所有する当社の株式数

289,578株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
1998年 3月	当社入社
1999年 6月	当社取締役
2000年 3月	当社常務取締役
2002年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2003年 1月	当社CEO（現任）
2007年 6月	日本山村硝子株式会社社外取締役（現任）
2012年 6月	戸田工業株式会社社外取締役
2014年 5月	昌栄印刷株式会社取締役相談役
2016年 6月	日成ビルド工業株式会社社外取締役
2017年 4月	学校法人城北学園理事長（現任）
2018年 5月	昌栄印刷株式会社取締役会長（現任）
2018年10月	株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

昌栄印刷株式会社取締役会長
 日本山村硝子株式会社社外取締役
 株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役（2019年6月27日退任予定）
 学校法人城北学園理事長

取締役候補者とした理由

2002年に代表取締役社長に就任して以来、創業100年以上の伝統と理念を継承・確立するとともに、取り巻く事業・経営環境変化に応じて、事業構造の変革、他社との提携構築、新規事業の育成、経営管理への情報技術活用、国際化、財務基盤の改善を推進した実績を有しております。精力的に当社グループの現状を把握し各事業を束ねて変革を実現する強いリーダーシップと、経営に関する高い見識とを兼ね備えております。第161期事業年度は2019年4月にスタートした第7次中期経営計画を最高責任者として遂行する重大な職責を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号

2

みつ い せい じ
三井 清治

再任

生年月日

1955年4月3日生

所有する当社の株式数

4,400株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	凸版印刷株式会社入社
2005年 6 月	同社取締役
2009年 6 月	当社取締役（現任）
2011年 5 月	株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルプロダクツ（現株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム）代表取締役社長（現任）
2011年 6 月	株式会社トッパンアリスワオプティカルテクノロジー代表取締役社長
2013年 4 月	凸版印刷株式会社取締役マテリアルソリューション事業本部関連会社・特命担当
2014年 6 月	当社専務執行役員（現任）
2014年 6 月	当社精密塗工事業部管掌
2015年 4 月	当社社長補佐（現任）

重要な兼職の状況

株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の筆頭株主である凸版印刷株式会社の取締役を8年間務めるなどして培った、経営及び製造・技術に係る豊富な知識と経験を活用し、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長として同社の収益力強化に貢献しております。当社の取締役に就任して以後は、業界における豊富な知識と経験と独自の見識に基づき積極的に発言するなど、取締役会の意思決定機能の強化にも大きな役割を發揮しており、今後も引き続き当社の経営に反映させることが期待できるものと考えております。

候補者番号

3

はたざわ としゆき
畑澤 敏之

再任

生年月日

1954年6月11日生

所有する当社の株式数

3,500株

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2004年4月	同社電子材料グローバルマーケティング部長
2005年8月	パナソニック電工電子材料有限会社オーストリアManaging Director
2011年5月	パナソニック電工タイ株式会社社長
2014年7月	当社顧問
2015年6月	当社取締役（現任）
2015年6月	シライ電子工業株式会社社外取締役
2015年10月	当社常務執行役員
2015年10月	当社電子材料事業部営業管掌
2016年3月	巴川コリア株式会社代表取締役
2016年4月	当社電子材料営業本部長
2017年4月	当社専務執行役員（現任）
2017年4月	当社営業本部長（現任）
2018年4月	当社電子材料事業部管掌（現任）
2018年4月	当社CMO（現任）
2018年5月	三和紙工株式会社取締役
2018年5月	日本理化製紙株式会社取締役会長（現任）
2019年4月	当社機能紙事業部管掌（現任）
2019年5月	三和紙工株式会社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

三和紙工株式会社取締役会長
日本理化製紙株式会社取締役会長

取締役候補者とした理由

大手製造業の重職や欧州と東南アジアの同現地法人の社長を歴任した豊富なグローバル経営の実務経験、電子材料分野の業界・市場知識、営業・マーケティングに関する高い見識を活かして、当社の部門横断的組織である営業本部長、電子材料事業部管掌、CMO（最高マーケティング責任者）を歴任しております。第161期事業年度は、新たに機能紙事業部を管掌し、機能紙事業の構造改革を牽引しつつ、引き続き成長戦略の実現、経営体質強化、海外営業力強化を期待できるものと考えております。

候補者番号

4

いの うえ ゆう すけ
井上 雄介

再任

生年月日

1973年10月22日生

所有する当社の株式数

96,600株

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4 月	三菱商事株式会社入社
2006年 4 月	当社入社
2009年 4 月	巴川香港有限公司Director
2009年 4 月	TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.Director
2011年 5 月	昌栄印刷株式会社代表取締役社長
2011年 5 月	昌栄印刷香港有限公司董事
2011年 5 月	日本カード株式会社取締役
2011年 5 月	大福カード株式会社代表取締役社長
2014年 5 月	当社執行役員
2014年 5 月	当社営業推進本部長
2014年 5 月	昌栄印刷株式会社代表取締役会長
2014年 9 月	株式会社TFC取締役
2016年 4 月	当社上席執行役員
2016年 4 月	当社事業開発本部長（現任）
2017年 4 月	当社常務執行役員CTO（現任）
2017年 6 月	当社取締役（現任）
2018年 5 月	昌栄印刷株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

昌栄印刷株式会社取締役

取締役候補者とした理由

大手商社における知見を活かし、当社入社以来、当社主力事業であるトナー事業の成長に企画面から関与。その後、関連会社である昌栄印刷株式会社の代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮し同社再生への取組みを強力に進めました。当社復職・執行役員就任以後は、マーケティング及び新製品・新技術の開発活動を、責任者として精力的に推進しています。引き続き当社CTO（最高技術責任者）事業開発本部長として開発型企業である当社の成長戦略の重要な一翼を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号

5

やまぐち まさあき
山口 正明

再任

生年月日

1963年3月15日生

所有する当社の株式数

1,500株

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
2003年1月	アサヒブリテック株式会社入社
2006年7月	当社入社
2009年4月	当社執行役員
2009年4月	当社経営戦略本部長
2014年4月	当社常務執行役員
2014年4月	当社CFO
2014年5月	当社TTOF・TFC管掌
2014年6月	当社取締役（現任）
2014年6月	当社コンプライアンス委員会委員長
2014年8月	日彩控股有限公司董事
2017年5月	昌栄印刷株式会社取締役
2018年1月	昌栄印刷株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

昌栄印刷株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

米国におけるMBAの学位を有するなど財務・会計に関する高度な知識を有し、第159期までは当社CFO（最高財務責任者）経営戦略本部長として当社の経営戦略を実現してまいりました。現在は昌栄印刷株式会社において代表取締役社長として経営手腕を発揮しつつ、当社取締役として当社の経営戦略に関する有益な助言を行っております。今後も、より大局的な観点から、引き続き当社の経営全般への貢献が期待できるものと考えております。

候補者番号

6

はやし
林

りゅう いち
隆一

再任

生年月日

1958年12月14日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 2月	デュポンジャパンリミテッド（現デュポン株式会社）入社
1988年 3月	E.I. du Pont de Nemours and Company The Experimental Station Polymer Products Department
1994年 4月	デュポンジャパンリミテッド（現デュポン株式会社）合成樹脂事業部研究 開発部宇都宮技術室室長
1998年 1月	同社エンジニアリングポリマー事業部研究開発部部长
2001年 7月	同社エンジニアリングポリマー事業部営業部電気電子関連部部长
2006年 4月	同社エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディ ベロップメントマネージャー
2007年11月	デュポン株式会社社長室室長兼経営企画部部长
2009年11月	同社執行役員技術・研究開発／経営企画担当
2014年 9月	同社常務執行役員技術開発本部本部長、安全衛生環境部、プロダクトスチ ュワードシップ&レギュラトリー、インダストリアルバイオサイエンス事 業部管掌
2016年 6月	当社顧問
2016年 9月	学校法人芝浦工業大学教授（現任）
2017年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

学校法人芝浦工業大学教授

取締役候補者とした理由

林氏は、グローバルな大手化学会社において研究開発、営業、事業企画等の重職を歴任し、また、他の製造会社の顧問や大学教授などに就任しており、これまでは社外取締役として、当社の経営体制の更なる強化と透明性の高い経営実現に寄与しました。これらの豊富な実務経験と高い技術的な見識により、今後は執行側の立場で、開発型企業である当社の新製品戦略を実現させるため、そして、新製品創出を加速させるための多大な原動力となることが期待できるものと考えております。

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係

- (1) 取締役候補者三井清治氏は、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長を兼務しており、当社は、同社への債務保証、ライセンス、建物・設備貸与、試作委託、同社からの間接補助業務受託、原材料購入、分析受託、加工委託等の取引を行っております。
 - (2) 取締役候補者山口正明氏は、当社の関連会社である昌栄印刷株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社とはプリペイドカード及びポイントカードの製造販売に関し競業関係にあるほか、磁気関連製品の同社への販売、同社からの購入取引、建物賃貸借、同社への販売代理店委託、開発支援等の取引を行っております。
 - (3) 他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と取締役候補者山口正明氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社と取締役候補者林隆一氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制等について、監査等委員会が定める「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき検討を行い、適任であると判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
	事務所所在地	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号
	事業所数	12カ所
概 要	資本金	3,000百万円
	構成人員	公認会計士 3,236名
		会計士試験合格者等 1,053名
		監査補助職員 1,063名
		その他職員 726名
		合計 6,078名
	クライアント数 (監査証明業務)	3,640社
沿 革	1985年7月1日	監査法人朝日新和会計社設立
	1993年10月1日	井上斎藤英和監査法人(1978年4月5日設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。
	2004年1月1日	あずさ監査法人(2003年2月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
	2010年7月1日	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）今田俊治氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案については、監査等委員会において検討がなされ、指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）今田俊治氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
今田俊治	2010年6月 当社取締役常務執行役員 2014年4月 当社取締役専務執行役員 2019年4月 当社取締役 現在に至る

以上

(提供書面)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績は、前期第4四半期から続く半導体市況やトナー市場の需給調整が、米中貿易摩擦激化等の影響を受けて回復が遅れ、ディスプレイ関連製品にも悪影響が及ぶこととなり、第3四半期までは低調に推移しました。

第4四半期に入って、電子材料事業におけるスマートフォンやウェアラブル端末等向けの新製品販売の貢献が拡大し、トナー事業でも価格対応を含めた積極的な販売活動を展開した効果が見られました。加えて、機能紙事業においても既存製品に加え新製品の拡販にも鋭意努めたことなどから、業績の大幅な改善が見られたものの、第3四半期までの劣勢を挽回するまでには至らず、売上高は前年に比べ1,207百万円減収の33,439百万円(3.5%減)となりました。なお、中国事業の決算期統一影響を除く実質的な減収は391百万円(対前年比1.2%減)に止まっています。

利益面では、物流コストや生産性向上等によるコスト削減、第4四半期に稼動したコージェネレーション設備によるエネルギー調達コストの上昇抑制効果などがあったものの、増収を見越した積極投資による固定費増に対して販売が計画通りに伸びなかったことに加え、高騰が続くパルプ等の原材料費の上昇等も影響し、営業利益は前年と比べて493百万円減益の672百万円(42.3%減)となり、経常利益は前年と比べて427百万円減益の674百万円(38.8%減)となりました。

また、ここ数年継続するパルプ価格の大幅な高騰影響を受けた機能紙事業での減損損失や、積極的に進めた老朽・不要設備等の廃棄で固定資産除却損などを特別損失に計上し、更に、当社における繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額(損)の計上も加わり、親会社株主に帰属する当期純損益は2,032百万円の損失(前年は413百万円の利益)となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

**プラスチック材料
加工事業**

売上高
20,633百万円
(前連結会計年度比7.3%減)

(プラスチック材料加工事業)

電子材料事業では、半導体市場の低迷で既存製品の受注回復が遅れている中で、ディスプレイ関連製品におけるスマートフォンやウェアラブル端末等向けの新製品販売の貢献が拡大し、前年に比べ若干の減収に止めることが出来ていますが、トナー事業においては、価格対応を含めた積極的な販売活動を展開したものの、好調であった前年と比べて大きく減収となりました。利益面では、減収影響に加え、高騰が続く原材料費等の経費増も影響し減益となりました。

この結果、売上高は20,633百万円(対前年比7.3%減)となり、セグメント(営業)利益は1,075百万円(対前年比14.8%減)となりました。

**製紙・塗工紙
関連事業**

売上高
12,729百万円
(前連結会計年度比3.5%増)

(製紙・塗工紙関連事業)

機能紙事業では、市場縮小が進む中で既存製品と新製品の拡販活動を進めたことで、前年を上回る売上高を確保しました。利益面では、高騰が続くパルプ等の原材料費が年度を通して影響しました。

この結果、売上高は12,729百万円(対前年比3.5%増)、セグメント(営業)損益は468百万円の損失(前年は158百万円の損失)となりました。

事業区別	売上高		セグメント利益
プラスチック材料加工事業	20,633百万円	61.7%	1,075百万円
製紙・塗工紙関連事業	12,729	38.1	△468
その他の事業	76	0.2	45
計	33,439	100.0	651
消去又は全社	—	—	20
連結	33,439	—	672

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,762百万円となりました。

- ①当連結会計年度に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

2018年10月には設備投資資金として取引銀行6行から総額1,000百万円、期間5年の借入を実行しました。また、2019年2月にはコージェネレーション設備導入の資金調達557百万円を、期間9年のリースにて実行しました。

さらに、当社グループの所要資金の安定的かつ効率的な調達のため、取引銀行5行による総額5,000百万円のシンジケーション方式のコミットメントラインを設定しています。期間3年で、次回の期限は2020年9月25日であります。このうち当連結会計年度末における借入実行残高は2,000百万円であります。

4. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社の連結子会社であるTOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.は、2018年4月1日にABICO (H.K.) INTERNATIONAL HOLDING CO., LTD.より中国におけるトナー販売事業を譲り受けました。

5. 対処すべき課題

経済の先行きには常に不透明感がある中、当社グループは対処すべき主要課題を次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

(1) 中期経営計画の遂行

当社グループは、2020年3月期から3ヶ年の第7次中期経営計画を新たに策定し、その達成に向けた取り組みを本年4月より開始いたしました。

第7次中期経営計画では、「成長軌道への回帰を盤石化」を主題とし、新製品創出加速や洋紙事業改革に代表される21項目の重点課題を設定、それら課題解決策のPDCAを強力に進め、その達成を目指しております。

(2) ガバナンス体制の強化

当社グループは、創業精神に「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を掲げ、高い企業倫理のもとにグローバルな企業活動を行っております。引き続き内部統制システムの更なる洗練化に努めるとともに、経営の効率性、透明性及び公正性の確保と更なる充実を図り、もって企業活動を支えている全てのステークホルダーの利益を尊重し、持続的な成長を通じて企業価値を高め社会に貢献する会社を目指してまいります。

(3) 安全な職場環境の整備

当社グループは、従業員により働きやすい職場を提供するため、「安全は利益に優先する」をスローガンに、5Sの徹底、安全対策工事、災害情報共有、危険予知トレーニング、声かけ運動等の安全活動を推進しております。引き続き、労働災害の撲滅を目指し、安全な職場環境の整備に取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分	第157期 (2016年3月期)	第158期 (2017年3月期)	第159期 (2018年3月期)	第160期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	33,502	32,379	34,647	33,439
経常利益 (△は損失) (百万円)	△18	465	1,101	674
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は純損失) (百万円)	△929	252	413	△2,032
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	△18.23	4.96	40.53	△199.93
総資産 (百万円)	39,399	38,275	38,044	38,237

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 在外子会社等の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。前連結会計年度の各区分については遡及適用後の数値を記載しております。
3. 2018年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

7. 重要な子会社の状況

(2019年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	事業区分	主要な事業内容
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	7百万米ドル	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	180千ユーロ	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの販売
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	17百万香港ドル	73.8%	プラスチック材料加工事業	中国及び周辺地域への販売
巴川（広州）国際貿易有限公司	2百万人民元	73.8% [73.8%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの販売
巴川影像科技（惠州）有限公司	74百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
日彩影像科技（九江）有限公司	31百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.	122百万ルピー	60.0%	製紙・塗工紙関連事業	紙の製造及び販売
巴川物流サービス(株)	22百万円	100.0%	その他の事業	運送及び物流管理
新巴川加工(株)	10百万円	100.0%	プラスチック材料加工事業 製紙・塗工紙関連事業	紙及びプラスチックフィルムの加工
三和紙工(株)	51百万円	95.2%	製紙・塗工紙関連事業	各種梱包資材等の製造及び販売
日本理化製紙(株)	100百万円	53.7% [2.9%]	製紙・塗工紙関連事業	紙の加工及び販売

(注) 1. 出資比率の[]内の数値は間接出資比率であり、内数で示したものです。

2. TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.の資本金は、2018年4月30日付けで、2百万香港ドルから17百万香港ドルに増加しております。また、出資比率は同日付けで100.0%から73.8%に変更となりました。
3. 当社は、2018年1月25日付けで、TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.の100%出資により、巴川（広州）国際貿易有限公司を設立しました。

8. 主要な事業内容

当社グループは、複合機・プリンター用トナー、半導体用接着テープ、フラットパネルディスプレイ（FPD）向け光学フィルム、機能紙、塗工紙等の製造、加工及び販売並びに山林の経営を主な事業とし、その他これらに付帯する事業を行っております。

その主要製品・サービスは、次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

区分		主要製品・サービス	
セグメント	事業		
プラスチック材料加工事業	画像材料事業	複合機・プリンター用製品	複合機・プリンター用トナー
	テープ事業	半導体用接着テープ	リードフレーム固定テープ、チップアッセンブリテープ、接着・粘着用各種テープ等
	光学材料関連事業	FPD向け光学フィルム	ディスプレイ用光学フィルム、粘着フィルム及びその他機能性フィルム等
	精密加工事業	精密加工電子部品	気密封止パッケージ用リッド、静電チャック、光通信接続・配線用部材等
製紙・塗工紙関連事業	機能紙事業	複写・印刷用製品	超軽量印刷用紙、トレーシングペーパー等
		情報関連製品	統計カード用紙、通帳用紙、OCR用紙等
		電気絶縁材料	電気絶縁紙、超々高圧用複合絶縁材料
		加工用原紙	剥離紙用原紙、滅菌紙、重包装資材、含浸基紙等
	塗工紙事業	機能紙製品	特殊繊維シート、カラー出力プリンタ用紙、剥離紙、吸水紙等
		磁気関連製品	プリペイドカード、磁気乗車券等
新製品・新事業	印刷・記録関連製品	感熱記録紙等	
	異種素材繊維シート（銅繊維シート、ステンレス繊維シート等）、熱・電気・電磁波コントロール材料（iCas）		
その他の事業	物流サービス	運送、保管等	
	分析サービス	熱分析、電気物性評価、電磁波測定、形態観察、化学物構造解析等	
	不動産賃貸		
	山林経営		

9. 主要な営業所及び工場

(2019年3月31日現在)

名称	所在地
当社本社	東京都中央区
当社静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
当社清水事業所	静岡県静岡市清水区
当社大阪営業所	大阪府大阪市生野区
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	Wheeling, Illinois U.S.A.
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	Amstelveen, Netherlands
TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.	香港九龍市
巴川（広州）国際貿易有限公司	中国広東省広州市
巴川코리아株式会社	韓国富川市
台湾巴川股份有限公司	台湾高雄市
TOMOEGAWA CO MIDDLE EAST	Dubai, United Arab Emirates
巴川影像科技（惠州）有限公司	中国広東省惠州市
日彩影像科技（九江）有限公司	中国江西省九江市
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 本社	Hyderabad, Telangana, India
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 工場	Medak District, Telangana, India
三和紙工(株) 岡山工場	岡山県岡山市
三和紙工(株) 鹿島工場	茨城県潮来市
日本理化製紙(株) 草薙工場	静岡県静岡市清水区

10. 従業員の状況

(2019年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前期比増減
プラスチック材料加工事業	791	69名増
製紙・塗工紙関連事業	341	14名増
その他の事業	26	6名減
全社 (共通)	112	9名減
合計	1,270	68名増

11. 主要な借入先

(2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三井住友銀行	3,354
(株)三菱UFJ銀行	2,045
(株)静岡銀行	1,144
(株)清水銀行	779

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年11月5日をもって、本社を東京都中央区京橋二丁目1番3号に移転いたしました。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,220,599株 (自己株式168,807株を除く)
3. 株主数 3,940名
4. 大株主

(2019年3月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
凸版印刷(株)	1,139	11.1
栄紙業(株)	667	6.5
昌栄印刷(株)	662	6.4
鈴与(株)	498	4.8
三井化学(株)	487	4.7
巴川製紙取引先持株会	398	3.8
(株)三井住友銀行	395	3.8
三弘(株)	350	3.4
東紙業(株)	347	3.3
(株)三菱UFJ銀行	293	2.8

(注) 持株比率は、自己株式 (168,807株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年6月26日の定時株主総会の決議に基づき、2018年10月1日をもって、当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井上 善雄	CEO 昌栄印刷株式会社取締役会長 日本山村硝子株式会社社外取締役 株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役 学校法人城北学園理事長
取締役	今田 俊治	専務執行役員機能紙事業部管掌兼画像材料事業部管掌 株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役 日彩控股有限公司董事長 TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD.Director Chairman&CEO 三和紙工株式会社取締役会長
取締役	三井 清治	専務執行役員社長補佐 株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長
取締役	畑澤 敏之	専務執行役員CMO営業本部長兼電子材料事業部管掌 三和紙工株式会社取締役 日本理化製紙株式会社取締役会長
取締役	井上 雄介	常務執行役員CTO事業開発本部長 昌栄印刷株式会社取締役
取締役	山口 正明	昌栄印刷株式会社代表取締役社長
取締役	林 隆一	学校法人芝浦工業大学教授
取締役 (監査等委員)	小森 哲郎	ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー
取締役 (監査等委員)	鮫島 正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士・弁理士
取締役 (監査等委員)	鈴木 健一郎	鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社エスパルス代表取締役会長 株式会社鈴与総合研究所代表取締役社長 鈴与商事株式会社取締役 鈴与建設株式会社取締役

(注) 1. 取締役林隆一氏並びに取締役（監査等委員）小森哲郎氏、鮫島正洋氏及び鈴木健一郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、監査等委員会が同室に対する指揮命令権を行使して監査を実施する他、重要会議へと同室を出席させ情報収集に当たらせる等の体制をとっており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 代表取締役社長井上善雄氏は、
 - (1) 2018年10月1日付けで、日成ビルド工業株式会社社外取締役を退任いたしました。
 - (2) 2018年10月1日付けで、株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役に就任いたしました。
4. 取締役今田俊治氏は、2019年5月29日付けで、三和紙工株式会社取締役会長を退任いたしました。
5. 取締役畑澤敏之氏は、2019年5月29日付けで、三和紙工株式会社取締役会長に就任いたしました。
6. 取締役山口正明氏は、2018年7月5日付けで、日彩控股有限公司董事を退任いたしました。
7. 取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、2018年11月30日付けで、株式会社鈴与総合研究所代表取締役社長に就任いたしました。
8. 2019年4月1日付けで、
 - (1) 取締役今田俊治氏は、担当がインド事業管掌に変更となりました。
 - (2) 取締役畑澤敏之氏は、担当が専務執行役員CMO営業本部長兼電子材料事業部管掌兼機能紙事業部管掌に変更となりました。

<ご参考>前記以外の当社執行役員は次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当
上席執行役員	作 本 征 則	CPO生産本部長
上席執行役員	須 川 美 久	電子材料事業部長
執行役員	岡 本 圭 介	画像材料事業部長兼営業本部副本部長画像材料担当
執行役員	中 川 誠	社長室長
執行役員	古 谷 治 正	CSO兼CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌
執行役員	川 島 浩 志	生産本部副本部長

(注) 2019年4月1日付けで、

- (1) 上席執行役員須川美久氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (2) 執行役員中川誠氏は、担当が社長室長兼営業本部副本部長特命担当に変更となりました。
- (3) 執行役員古谷治正氏が新たに上席執行役員に就任いたしました。

2. 取締役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	7名	98百万円	84百万円	－	14百万円	※注1.2.3.
取締役 (監査等委員)	3名	21百万円	18百万円	－	2百万円	※注1.2.
計	－	120百万円	102百万円	－	17百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第157回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額140百万円以内、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、取締役報酬とは別枠であり、支給総額は19百万円であります。

3. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の報酬等の額又はその決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員以外の取締役・監査等委員である取締役それぞれについて、年俸制度規程、退職慰労金規程等として定めております。

代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸と業績により加算減算する業績年俸とからなり、業績に係る報酬原資がマイナスとなった場合には、基本年俸から減額されます。その他の取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸となります。

業績に係る報酬原資は、その4割が、基本年俸額と同じ比率で、基本年俸と業績年俸からなる報酬体系の取締役に按分され、残り6割が、当該取締役のうち、代表取締役と執行役員兼務取締役に付与された業績ポイントに基づいて配分されます。業績ポイントは、評価軸を予め設定し、CEOと常勤執行役員を兼務していない取締役（但し自身の報酬等に係る場合を除く）とによる審議・合議により算出する方法を採用しています。

代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュフロー、担当事業の利益の変化を加算減算して決定しております。その他の取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュフローの変化を加算減算して決定しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役山口正明氏及び当社の社外役員全員との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役林隆一氏は、学校法人芝浦工業大学の教授を兼務しております。当社と同大学の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、ユニゾン・キャピタル株式会社のマネジメント・アドバイザーを兼務しております。当社と同社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナー弁護士・弁理士を兼務しております。当社と同社との間では、当社の知的財産戦略に係る法的助言及び当社技術に関連する特許出願に関する法律事務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の株式498,800株（4.8%）を保有する株主であり、同社への物流委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、株式会社エスパルスの代表取締役会長を兼務しております。当社と同社の間では、当社の広告を同社のスタジアム内への掲出及び掲出に係る業務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与商事株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間では当社製品の販売取引及び同社製品の仕入取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与建設株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間では当社設備の購入・建設工事等に係る取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、エスエスケイフーズ株式会社の代表取締役会長、鈴与ホールディングス株式会社の代表取締役社長及び株式会社鈴与総合研究所の代表取締役社長を兼務しております。当社と同3社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席及び発言の状況

取締役林隆一氏は、取締役会全13回中12回（92％）出席し、グローバルな大手化学会社の重職を歴任して得られた実務経験及び大学教授としての専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、取締役会全13回中12回（92％）出席し、主に企業価値向上のための経営戦略立案に関して意見を述べるなど、豊富な経験と卓越した識見に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中全回出席し、監査等委員会委員長として取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、取締役会全13回中12回（92％）出席し、弁理士、弁護士としての専門的見地から、主に当社の知財戦略に関して意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中17回（94％）出席し、主に法的側面から取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、取締役会全13回中12回（92％）出席し、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中14回（77％）出席し、取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

(4) 報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金
社外役員	4名	28百万円	24百万円	－	3百万円

- (注) 1. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
2. 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等はございません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注)EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付けで新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円
②	上記①のうち、当社が支払うべき額	40百万円
③	上記②のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析・評価し、取締役、経理部門及び会計監査人からの資料や報告を受け、新事業年度の監査計画及び監査時間・配員計画・報酬単価の適切性並びに報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社であるTOMOEGAWA (U.S.A.) INC.他7社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

5. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するとき、あるいは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

これに加え、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性や総合的な監査能力等を毎年評価、検証し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の不再任を株主総会の目的とすることといたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

<内部統制基本方針の内容>

当社では、内部統制基本方針を定め、その体制構築を進めております。内部統制基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、創業精神の「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業・体制等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムを整備・維持するよう努める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 組織

- ・当社の取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、当社は社外取締役を招聘する。
- ・当社の代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される当社の取締役会において業務執行状況を報告する。
- ・当社の監査等委員会室は、TOMOEGAWAグループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を調査し、調査結果を当社の監査等委員会と代表取締役社長に報告する。
- ・コンプライアンスの実施責任者として、当社は経営戦略本部長を任命する。同本部長の指揮の下、当社のコンプライアンスグループがTOMOEGAWAグループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

(2) 施策

- ・当社の代表取締役社長は、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。
- ・TOMOEGAWAグループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、TOMOEGAWAグループ行動規範及びグループ各社のコンプライアンス行動指針（日本国内におい

ては当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針を基本とし、国内外を問わず、グループ各社がその適用法令、事業内容、社内規程の整備状況等に応じて別に定める場合には、当社の承認を受けた行動指針をいう) から成るTOMOEGAWAグループ企業倫理に従うものとし、誓約書をグループ各社の代表者に提出して企業倫理の順守を誓約する。

- ・ 当社の経営戦略本部長の指揮の下、コンプライアンスのカテゴリーごとの責任部署の責任により、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWAグループ各社のコンプライアンス活動の指導、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス違反への対策等を実施する。
- ・ 内部通報システムの運用によりTOMOEGAWAグループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、当社の経営戦略本部長に加え、当社の監査等委員である取締役及び外部弁護士を指定する。当社は、この内部通報システムに加え、当社の代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。
- ・ TOMOEGAWAグループは、市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、これらに対し毅然とした態度で対応する。

(3) 監査

- ・ 当社の監査等委員会は、法令に基づく権限を行使し、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人と連携して当社の取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査する。
 - ・ 当社の監査等委員会室が内部統制の活動状況を調査し、その結果を当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等当社の取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。
 - ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。
 - ・ 当社の社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ TOMOEGAWAグループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、当社

の経営戦略本部長を統括責任者とし、当社のコンプライアンスグループを統括部署として、リスクのカテゴリーごとの責任部署の責任において、リスク管理を実施する。

- ・ 当社は、地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。当社は、関係者が即座に必要な措置を取ることができるように、なすべきことを定め、関係者全員に周知する。
 - ・ 当社の監査等委員会室が、当社のリスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
 - ・ 当社の代表取締役社長は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。
 - ・ 当社は、TOMOEGAWAグループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を当社の全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、TOMOEGAWAグループ各社相互間の緊密化を図るため、グループ会社管理規程を定める。
 - ・ 当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、当社の事業部長が当該連結事業の業務管理責任を負い、連結事業部の専属でない機能別子会社は、当社の本部長が業務管理責任を負うことを原則とする。製販を分離し、製造部門が利益責任、販売部門が売上責任を負うことを明確化し、各々の傘下に機能別子会社を連結させる体制を採用する。
 - ・ 子会社の役員は、当該連結事業に係る責任又は当該業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長を含む関係責任者に対して、定期的に子会社の業務執行状況を報告するとともに、当社又は子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項が発生した場合には、当該関係責任者に対し、直ちにこれを報告する。
 - ・ 子会社の重要業務案件は、当社の決裁規程の定めに従って決裁される。
 - ・ コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。当社は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署を定め、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス及びリスクの統括管理を義務付ける。当該連結事業に係る責任又は業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署と協議のうえ、TOMOEGAWAグループ各社の規模や業態別に、必要に応じて適正数の監査役やコンプライアンス及びリスクの推進担当者を配置するよう、

TOMOEGAWAグループ各社の代表者に対して勧告する。TOMOEGAWAグループ各社の代表者は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、当該コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署（責任部署が不明であれば当社の経営戦略本部長）に対して、直ちにこれを報告する組織体制を自社内に整備する。

- ・ 当社は、子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、当社の監査等委員である取締役と連携し、子会社業務の監査を行う。
6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・ 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、原則として複数名の監査等委員会補助スタッフを配置する。
 - ・ 当社の取締役会は、当社の監査等委員から監査等委員会補助スタッフの増員等の要請があった場合は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、要請に応じた増員等の措置を講じる。
7. 当社の監査等委員会補助スタッフの当社の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する体制
- ・ 当社の監査等委員会補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分を行うにあたっては、当社の監査等委員会の同意を要する。
8. 当社の各監査等委員である取締役の当社の監査等委員会補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社の監査等委員会補助スタッフへの指揮命令権は、当社の各監査等委員である取締役及び当社の代表取締役社長の双方に属する。それぞれによる指揮命令が相互に矛盾する場合、当社の各監査等委員である取締役による指揮命令が優先される。
9. 当社の取締役及び使用人、当社の子会社の役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会に自ら出席して当社の取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議及び当社の子会社の重要な意思決定に関わる当社の子会社の取締役会等に当社の監査等委員会補助スタッフを出席させ、当該監査等委員会補助スタッフから当該会議の内容の報告を受ける。
 - ・ 当社の取締役及び執行役員は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会又は監査等委員である取締

役全員に報告する。

- ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。
 - ・ 当社の取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え当社の監査等委員会に報告すべき事項を監査等委員である取締役との協議の上決定する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告しなければならない。
 - ・ TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる内部通報システムの通報先及び相談先の一つとして、当社の監査等委員である取締役を指定する。
 - ・ 当該内部通報システムのすべての情報は、当社の経営戦略本部長に連絡されて一元的に管理され、経営戦略本部長が当社の監査等委員会に対応を含めた状況報告を行い、さらに当社の監査等委員会は当社の取締役会に対して審議内容を報告する。
10. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針において、コンプライアンス相談・連絡を行った者の身分が保障されるとともに、不利益な取扱いを受けないことを明記する。
11. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社の監査等委員である取締役の職務執行費用の予算は、監査等委員会が決定する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用は、事後、当社に償還を請求できる。当該請求については、当該請求にかかる費用が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当社はすみやかに当該費用を処理する。
12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人に監査計画の提出を求め、また当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。

- ・当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。
- ・当社の取締役は、当社の監査等委員である取締役の意見を尊重して監査等委員会の監査の環境整備に努める。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当事業年度における主な取組みは次のとおりです。

- 1.当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス意識の醸成のため、当事業年度、コンプライアンス研修及び下請法研修を実施いたしました。
 - ・内部通報窓口のインターネット版を作成し、英語及び中国語にも対応させたことで、当社グループ全社で使用できる内部通報システムを構築いたしました。
 - ・内部通報システムの周知を目的に国内の当社グループ会社を対象に体験通報を実施いたしました。
- 2.当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの損失に結びつく特に対策が必要なリスクを影響度と頻度により特定し、年度末に状況モニタリングを実施し、改善活動につなげました。
- 3.当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は月1回以上取締役会を開催し、当事業年度は13回開催しました。また、取締役及び部門長等により構成する経営会議を月2回以上開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっています。
 - ・当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統括する部署を設置し、当社グループ会社の経営の効率性確保に努めています。
 - ・当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標を当社グループで共有し、連結ベースでの経営を推進しています。
- 4.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・企業集団における業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理は経営戦略本部が行うこととしています。
 - ・グループ会社相互間の緊密化を目的としたグループ会社連絡会を継続しています。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期的視点に立って着実に株主価値を向上させることを目標としており、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題として位置づけ、配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としつつ、連結及び単体業績水準と、内部留保の確保や財務体質の強化等を総合的に勘案して、機動的に決定してまいります。

この基本方針に沿って、今後の分配可能額の充実により長期的な安定配当の継続を実施すると共に、資本政策の柔軟性の確保を目的として、資本準備金及び利益準備金の額を減少させ、減少する資本準備金の額はその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額は繰越利益剰余金に振り替える議案を2019年6月26日開催予定の第160回定時株主総会に付議することを、2019年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

この議案が承認されることを条件として、株主の皆様からのご支援にお応えするため、その他資本剰余金を原資として、1株あたり25円の期末配当を実施させていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第160期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	19,977
現金及び預金	2,413
受取手形及び売掛金	7,426
製品	6,607
仕掛品	63
原材料及び貯蔵品	1,895
立木	621
その他	956
貸倒引当金	△6
固定資産	18,259
有形固定資産	14,272
建物及び構築物	5,107
機械装置及び運搬具	3,412
土地	3,317
建設仮勘定	1,013
植林木	31
その他	1,388
無形固定資産	526
のれん	78
ソフトウェア	207
その他	240
投資その他の資産	3,461
投資有価証券	2,745
破産更生債権	0
繰延税金資産	337
その他	378
貸倒引当金	△0
資産合計	38,237

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	第160期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	18,088
支払手形及び買掛金	6,033
短期借入金	5,643
1年内返済予定の長期借入金	2,233
未払法人税等	142
賞与引当金	443
その他	3,591
固定負債	8,685
長期借入金	4,601
繰延税金負債	248
退職給付に係る負債	2,477
役員退職慰労引当金	237
その他	1,120
負債合計	26,774
純資産の部	
株主資本	8,969
資本金	2,894
資本剰余金	3,767
利益剰余金	2,721
自己株式	△413
その他の包括利益累計額	718
その他有価証券評価差額金	260
為替換算調整勘定	△165
退職給付に係る調整累計額	624
非支配株主持分	1,774
純資産合計	11,462
負債純資産合計	38,237

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第160期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	33,439
売上原価	27,345
売上総利益	6,093
販売費及び一般管理費	5,421
営業利益	672
営業外収益	311
受取利息	3
受取配当金	62
持分法による投資利益	131
その他	113
営業外費用	309
支払利息	225
為替差損	7
金融手数料	10
その他	66
経常利益	674
特別利益	35
固定資産売却益	35
その他	0
特別損失	1,061
固定資産除却損	233
減損損失	811
その他	16
税金等調整前当期純損失	△351
法人税、住民税及び事業税	244
法人税等調整額	1,328
法人税等合計	1,572
当期純損失	△1,924
非支配株主に帰属する当期純利益	107
親会社株主に帰属する当期純損失	△2,032

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第160期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	13,915
現金及び預金	1,442
受取手形	325
電子記録債権	897
売掛金	4,538
製品	3,983
原材料及び貯蔵品	971
立木	621
前払費用	84
未収入金	338
関係会社短期貸付金	223
その他	487
固定資産	14,178
有形固定資産	8,537
建物	3,561
構築物	166
機械及び装置	1,514
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	349
土地	1,608
リース資産	866
建設仮勘定	436
植林木	31
無形固定資産	199
ソフトウェア	177
その他	21
投資その他の資産	5,441
投資有価証券	1,254
関係会社株式	3,586
関係会社長期貸付金	98
繰延税金資産	204
その他	299
資産合計	28,093

科目	第160期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	15,033
買掛金	4,870
短期借入金	4,727
1年内返済予定の長期借入金	1,802
リース債務	137
未払金	1,302
未払費用	1,822
未払法人税等	36
預り金	77
賞与引当金	229
その他	28
固定負債	7,489
長期借入金	3,885
リース債務	804
退職給付引当金	2,277
役員退職慰労引当金	219
その他	302
負債合計	22,523
純資産の部	
株主資本	5,337
資本金	2,894
資本剰余金	3,569
資本準備金	3,569
利益剰余金	△838
利益準備金	497
その他利益剰余金	△1,336
固定資産圧縮積立金	606
別途積立金	3,146
繰越利益剰余金	△5,090
自己株式	△288
評価・換算差額等	232
その他有価証券評価差額金	232
純資産合計	5,570
負債純資産合計	28,093

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第160期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	24,402
売上原価	21,023
売上総利益	3,379
販売費及び一般管理費	3,734
営業損失	△355
営業外収益	757
受取利息	6
受取配当金	612
為替差益	11
その他	127
営業外費用	185
支払利息	130
その他	54
経常利益	217
特別利益	35
固定資産売却益	34
その他	0
特別損失	2,313
固定資産除却損	112
減損損失	811
子会社株式評価減	1,379
その他	10
税引前当期純損失	△2,060
法人税、住民税及び事業税	△63
法人税等調整額	1,263
法人税等合計	1,199
当期純損失	△3,260

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤祥次 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角田大輔 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤祥次®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角田大輔®

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社巴川製紙所 監査等委員会

監査等委員 小 森 哲 郎 ㊞

監査等委員 鮫 島 正 洋 ㊞

監査等委員 鈴 木 健 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	第160期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,280
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,778
財務活動によるキャッシュ・フロー	935
現金及び現金同等物に係る換算差額	△29
現金及び現金同等物の増加額	△592
現金及び現金同等物の期首残高	2,948
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	42
現金及び現金同等物の期末残高	2,398

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

